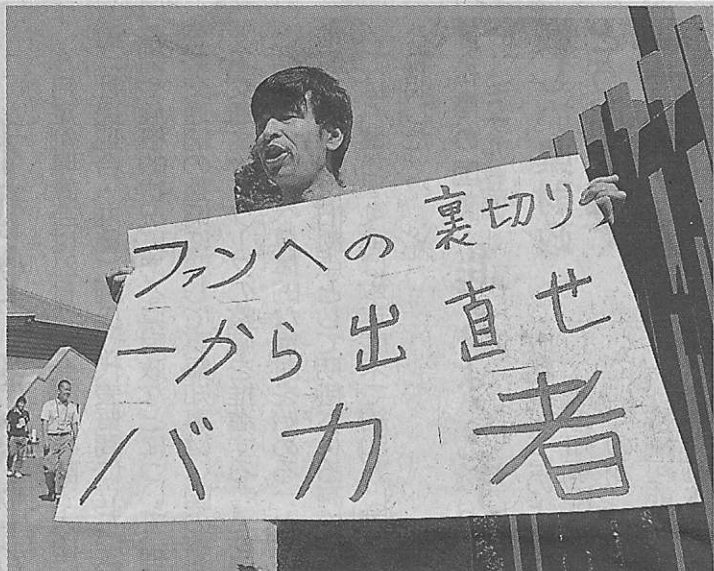


第3種郵便物認可

# 「いったん解散」の声も

## 税優遇の相撲協会

野球賭博問題に揺れる日 相撲道を研究し、相撲の技を錬磨し、その指導普及



東京・両国国技館前で、不祥事に抗議する大相撲ファン＝21日午後

をを図る」という目的の下、公益法人として税制面で優遇措置を受けてきた。公益法人制度改革に伴い、公益財団法人に移行し引き続き優遇措置を受けたい意向だが、相次ぐ不祥事に「いったん解散すべきだ」と厳しい声も上がる。

協会は1925年、大日本相撲協会として誕生。以後、国民的な人気を背景に事業を拡大してきた。人気に陰りがあるとはいえず、2009年の事業活動収入は100億円を超える巨大組織だ。公益法人が行う公益事業は非課税。相撲協会の主な収入源となっている本場所の開催は収益事業とみ

なされるが、法人税率は通常の30%より低い22%が適用される。

ともすれば閉鎖性が指摘される協会が、監督官庁の文部科学省の目を気にするのは、こうした優遇措置がなくなれば、大きな痛手となるからだ。

文科省の中の担当は競技スポーツ課。日本サッカー協会など85団体を所管しているが、同課は「これまでの相撲協会への指導回数、ほかのスポーツ団体に比べ群を抜いている」と話す。最近でも力士の暴行死事件や大麻事件、元朝青龍

関の暴行問題などトラブルが絶えない。

相撲協会は「青少年に対する相撲の指導奨励」などの公益事業も行っているが、公益法人に詳しい山内直人大阪大教授(公共経済学)は「公益法人の根拠となる公益事業が小規模にとどまっている」と協会の在り方への疑問点を指摘。度重なる不祥事に「問題が身内をかばい合うといった協会の体質に由来するのであれば、この機にいったん解散して、営利法人化して出直すという道もあるのではないかと指摘する。

武蔵川理事長は21日、「設立以来の大変な危機」との認識を表明した。今後も国の優遇措置を受ける法人としての道を歩めるのか。公

益財団法人の認定は、内閣府の公益認定等委員会に委ねられるが、協会が体質改善をどこまで図れるかも大きな鍵となりそうだ。

### 「開催は前提ではない」文科相

川端達夫文部科学相は21日、力士らの賭博問題を調べる日本相撲協会の調査委員会設置に関して記者団に対し、7月の名古屋場所の開催は「調査結果を受け理事会が判断する。開催は

前提ではない」とくぎを刺した。川端氏は「調査によっては開けない可能性や出場してはいけない人が出るかもしれない」と指摘。その上で「開かれるときは力士も

ファンも安心して相撲を取り、応援できる環境が整っていないといけない」とし、調査による信頼回復が不可欠との認識を示した。

また、協会が開催の判断を7月4日の臨時理事会で協議することについて、「警察当局とも連携しながら対応している」という流れの一つ。きちんとやるには日も必要。「これで良い」と述べた。

# もはや自浄不能か